# 人事院規則一四―五（公選による公職） （昭和二十四年人事院規則一四―五）

法及び規則中公選による公職とは、次に掲げるものの職とする。

* 一  
  衆議院議員
* 二  
  参議院議員
* 三  
  地方公共団体の長
* 四  
  地方公共団体の議会の議員

# 附則（平成二七年一〇月二八日人事院規則一四―五―五）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（令和二年一一月一六日人事院規則一四―五―六）

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。